

**若狭湾サイクリングルートモニュメント制作・設置業務
に係る企画提案（プロポーザル）実施要領**

1 趣旨

「若狭湾サイクリングルート」は、JR敦賀駅からJR若狭高浜駅までの嶺南6市町の敦賀から高浜までの海岸線や湖などの主要観光地を巡る全長126kmのサイクリングルートである。サイクリングルート上にモニュメントを設置することにより、サイクリストの誘客促進、嶺南地域の魅力向上および地域の機運醸成ならびに情報発信力の強化を図ることを目的とする。

本業務の実施については、自転車を活用した観光「サイクルツーリズム」による誘客をすすめるため、若狭・敦賀の景観とサイクリストの自転車をつなぎ、撮影スポットとなるようなモニュメントのデザイン検討や、適切な施工管理など企画力および業務遂行能力が求められることから、この業務に最も適した業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を求めるものである。

2 業務および企画提案の内容

（1）目的

若狭湾サイクリングルート上の景観ポイントである若狭湾沿いの休憩・展望スポット（美浜町山上）に、足を止めて自転車と一緒に撮影したくなるような景観と自転車、モニュメントが一体となった撮影スポットを創出し、嶺南地域の魅力向上および地域の機運醸成ならびに情報発信力の強化を図る。

（2）業務名称

若狭湾サイクリングルート モニュメント制作・設置業務

（3）設置場所

若狭湾サイクリングルート展望スポット【県道225号沿】 福井県三方郡美浜町山上

（4）業務および企画提案の対象

モニュメントの制作・設置に係る企画、構成立案・制作・運搬・設置およびこれらに付随する一切の業務を行う。本業務の趣旨を踏まえ、より一層の事業効果発現のため、上記業務以外の業務を提案し、実施すること。

なお、モニュメントの素材などに原子炉廃炉素材（クリアランス）の利用を提案した場合は、嶺南地域の産業振興・地域振興という当該事業への理解、調整能力などを別途評価することとする。ただし、クリアランスの利用はデザインや加工方法・素材調達などに制限がかかることがあるため、事前に関係事業者などと協議のうえ、契約期間内に確実に完了できる実現可能な提案を行うこと。

クリアランス制度：（参考：https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/ecoast/250402_rb_03-1.html）

（5）委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

（6）事業費

委託金額の上限は、7,150,000円（消費税および地方消費税を含む）とする。

3 参加表明者に要求される資格要件

本委託業務の実施に必要な能力を有する単独企業または本業務受託のために結成された共同企業体（JV）であり、提案書の提出期限日において、それぞれ次の要件すべてを満たすこと。

（1）単独企業

- ①参加申込書の提出期限の末日において、福井県競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- ②参加申込書の提出期限の末日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

- ③参加申込書の提出期限の末日において、県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続きの開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- ⑥企業や官公署と種類や規模をほぼ同じくするモニュメント・看板等の製作・施工実績を受託し、誠実に事業を実施した実績を有すること

（2）共同企業体

- ①全ての構成員が、前号の②～⑤の要件を全て満たしていること。
- ②構成員のいずれかが、前号の①に掲げる要件を満たしていること。
- ③構成員のいずれかが、前号の⑥に掲げる要件を満たしていること。
- ④各構成員が、本プロポーザルに参加する他の単独企業、他の共同企業体の構成員を兼ねている者でないこと。

4 プロポーザルの手続き等

（1）スケジュール

項目	日程
① 実施要領等の公示・配布期間	令和8年9月11日（金）～9月24日（木）
② 質問受付期間	令和8年9月11日（金）～9月24日（木）12時
③ 参加申込	令和8年9月11日（金）～9月24日（木）17時
④ 参加資格結果通知	令和8年9月25日（金）までに通知
⑤ 企画提案書提出期限	令和8年10月9日（金）必着
⑥ 審査会	令和8年10月下旬予定
⑦ 審査結果の通知	令和8年11月上旬

（2）実施要領・様式等の配布

- ①配布期間 令和8年9月11日（金）から9月24日（木）まで
- ②配布方法 福井県嶺南振興局若狭湾サイクリングルート推進室 HP に掲載する。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakacycle/wakapro.html>

（3）質問の提出および回答

- ①提出期限・提出方法

質問がある場合は、令和8年9月24日（木）12時までに質問書（別紙様式4）に質問内容を記載し、E-mailにより提出した後、電話連絡すること。

②提出場所

福井県嶺南振興局若狭湾サイクリングルート推進室

③回答方法

質問への回答は、令和8年9月24日までにE-mailにて回答する。

（4）参加申込書の提出

①提出書類・提出方法

参加申込書（様式1）および参加資格が確認できる書類を1部提出すること

（参加資格が確認できる書類）

- ・会社概要書（様式2、または様式2-2）
- ・福井県競争入札参加資格通知書の写し
- ・過去に実施した、仕様書記載のモニュメント・看板等と同程度以上の施工内容が分かる契約書、仕様書および実績報告書
- ・企画提案参加資格誓約書（様式3、または様式3-2）

②提出期限

令和8年9月24日（木）17時

③提出場所

福井県嶺南振興局若狭湾サイクリングルート推進室

④提出方法

郵送・持参またはE-mail（当日17時必着）

（なお、E-mailの場合は件名は「【事業者名】わかさいくるモニュメント制作・設置公募 参加申込」とし、送付後に電話連絡すること）

（5）参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年9月25日（金）までに書面にて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかったものに対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

（6）企画提案書の提出

下記の書類を郵送、持参の場合は各9部ずつ提出すること。メールの場合は、ア、イ、ウの内容をそれぞれ1つのPDFに統合し、「ア 企画提案書（提出様式1）」、「イ 経費見積書（提出様式2）」、「ウ その他」と命名したPDFファイルを添付して提出すること

①提出書類

ア 企画提案書（提出様式1）

- ・モニュメント設置に対する考え方、全体的なコンセプト
- ・構造計画の方針
- ・モニュメント設置イメージ
- ・業務体制
- ・工法、工程スケジュール
- ・その他（参考資料）等

イ 経費見積書（提出様式２）

ウ その他

②提出期限

令和８年１０月９日（金）１７時必着

③提出場所

福井県嶺南振興若狭湾サイクリングルート推進室

④提出方法

郵送、持参またはE-mailにて提出（当日必着）

なお、E-mailで提出する場合は件名を「【事業者名】わかさいくるモニュメント制作・設置公募企画提案書」とし、送付後に電話連絡すること

⑤その他

提出された企画提案書について、県から内容に関する質問および補正を命じることがある。

また、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

５ 提案者の選定

（１）提案者の選定方法

提出書類およびプレゼンテーションの内容をもとに、次に掲げる評価基準に従い、若狭湾サイクリングルートモニュメント制作・設置業務審査会（以下「審査会」）において審査を行う。

審査会において企画提案書について審査を行い、下記の評価項目、評価の視点に評価し、評価点の総合得点により最優秀企画提案を選定する。

（２）審査会

①日程 令和８年１０月下旬

②開催方法 詳細については、企画提案書を提出した者に別途通知する。

（３）評価基準

①提案内容

- ・モニュメントのコンセプトが、わかさいくる活用した観光振興・地域振興の目的を理解し、達成できる提案となっているか。
- ・自転車を飾ることを想定したデザインとなっているか、わかさいくるのイメージに合致したデザインとなっているか。
- ・足を止めて撮影・情報発信したくなるデザインとなっているか。
- ・提案事業者ならではの独創的なデザインとなっているか。
- ・構成する素材としてクリアランス素材を利用しているか。

②遂行能力

- ・設置物について容易に倒壊、転倒などを起こさないデザインとなっているか。
- ・素材や塗装など劣化対策がなされているか。
- ・事業のスケジュールは無理のない具体的なスケジュールとなっているか。
- ・過去の実績などから業務が円滑に可能であると判断できるか。

③経済性

- ・設置経費は妥当なものであるか。

（４）選定結果通知

選定結果は、採用・不採用のいずれの場合も書面にて提案者に通知する。なお審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

6 契約の締結

審査の結果、選定された提案者と企画提案書等の内容を基に、業務履行に必要な具体的な協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、提案者の決定を持って企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

7 再委託

本委託業務の全てを再委託することは認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合には、県に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

8 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に応募する資格がない者が提案したとき。

イ 所定の日時および場所にプロポーザル参加の意思表示、提案書を提出しないとき。

ウ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。

エ 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

オ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。

カ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。

キ 見積書の金額、住所、氏名、もしくは重要な文書の誤脱、または認識できない見積または金額を訂正した見積をしたとき。

ク その他、提示した事項およびプロポーザルに関する条件に違反したとき。

9 お問い合わせ先

- ・宛先 〒914-0811 福井県敦賀市中央町1丁目7-42
敦賀合同庁舎別館2階
- ・担当 福井県嶺南振興局若狭湾サイクリングルート推進室
- ・電話 0770-47-5422
- ・FAX 0770-22-0243
- ・E-mail wakacycle@pref.fukui.lg.jp (土・日・祝日を除く8時30分から17時まで)

11 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出経費は全て提案者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は必要に応じて複写することがあるが、使用は県の内部および審査目的に限る。
- (3) 本委託業務に関し、県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表または使用してはならない。
- (4) わかさいくに関する情報は、ホームページに掲載していることから、十分に確認のうえ、提案すること。

①ルート紹介 HP <https://www.fuku-e.com/wakacycle/index.html>

②ロゴマーク HP <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakacycle/rogokettei.html>

通常必要となるロゴマークの使用申請については、今回の公募においては不要とするので、上記ページから随時ダウンロードして使用してもよいこととする。

③福井県 HP <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakacycle/torikumi.html>